

一般社団法人日本コーフボール協会 謝金規程

平成29年9月25日制定

平成29年10月1日施行

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般社団法人日本コーフボール協会（以下「本協会」という。）の事業推進に必要となる役務等を提供した者に対して支給する謝金に関し、必要な事項を定める（謝金の支払対象）

第2条 この規程により謝金を支給する対象者は、次の各号に規定する者とする。

- ①役員（本協会定款第19条に規定する役員をいう。）
- ②大会スタッフ
- ③本協会の要請により、講習会・研修会・講演会等の講師となった者
- ④監督・コーチ（選手兼務の場合は該当しない）
- ⑤その他会長が謝礼を支払う必要があると認めた者

(謝礼額)

第3条 前条第1号から第3号までの対象者に支払う謝礼の上限額は別表のとおりとし、当該事業年度の予算額の範囲内で決定する。

2 前条第4号及び第5号の対象者に対する謝礼は、理事会の決議に基づき、その都度会長が定める。

(源泉徴収)

第4条 本協会は法令の定めに基づき源泉徴収を行った後、対象者に謝金を支給する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年10月1日より施行する。
- 2 この規程の施行後であっても、役員及び監督・コーチに対する謝礼については、当該事業年度の予算措置が可能となるまでの間、支給しないものとする。

別 表

対象者	謝礼の支払い対象となる事業内容等	謝礼額（1日につき（※1））
役員	理事会、その他役員として出席する必要がある会議等	10,000円
大会スタッフ	本協会主催の各種大会、選考会等の運営	4,000円
講師	本協会主催の研修会・講演会等（※2）	10,000円

※1 対象となる事業の所要時間が3時間以内の場合は半日とみなし、上記の表に規定した謝礼額の半額を支給する。

※2 他団体から依頼を受けて、本協会の指導者を講師として派遣する場合は、別に定める「日本コーフボール協会コーフボール・スポーツ公認指導者規定」によるものとする。